

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きる翌日がと日には、  
当たるの)

平成九年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

◇告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百九十八号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化推進資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年十月二十七日から施行する。

平成九年十月二十七日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給率契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成九年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一部を次のように改正し、平成九年十月二十七日から施行する。

平成九年十月二十七日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

表中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・七二五パーセント」を「年〇・七パーセント」に改める。

**鳥取県告示第七百号**

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年十月二十七日から施行する。

平成九年十月二十七日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十一月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**表の一の項中「年一・七五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・二**

**パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同表の二及び三の項中「年一・二**  
**パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・四**  
**パーセント」に改め、同表の四及び五の項中「年一・四五パーセント」を「年一・四**  
**パーセント」に改め、「年一・二五パーセント」を「年一・二パーセント」に、「年〇・五**  
**パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改め、同表の六及び七の項中「年一・四五**  
**パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・二**  
**パーセント」に改め、「年一・四五パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年一・**  
**四五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・**  
**四五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・**  
**四五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・**  
**四五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。**

**鳥取県告示第七百二号**

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年十月二十七日から施行する。

平成九年十月二十七日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前のことによる。

平成九年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年一・七五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・二

パーセント」を「年一・一五パーセント」に、「年〇・二五パーセント」を「年〇・二

パーセント」に改め、同表の二及び三の項中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・五

パーセント」に、「年一・四五パーセント」に改め、「年一・二五パーセント」を「年一・二

パーセント」に改め、「年一・二五パーセント」を「年一・二パーセント」に、「年〇・五

パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改め、同表の六及び七の項中「年一・四五

パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・二

パーセント」に改め、「年一・四五パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年一・

四五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・

四五パーセント」に改め、「年〇・五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

**鳥取県告示第七百三号**

表中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年一・四パーセント」に改める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

の一部を次のように改正し、平成九年十月二十七日から施行する。  
平成九年十月二十七日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の  
例による。

平成九年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年〇・九五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改め、二の表中「年〇・九五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改める。